生活福祉委員会資料 令和元年9月10日 区民生活部戸籍住民課

目黒区印鑑条例の一部を改正する条例について(条例案補足資料)

1 改正の趣旨

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国の定める 印鑑登録証明事務処理要領においても旧氏(きゅううじ)による印鑑登録が 行えるよう改正が図られることから必要な改正を行うもの。

2 主な改正点

- (1) 住民基本台帳に旧氏の記載のある場合には、旧氏で表した印鑑について 登録の制限から除外する。(第7条関係)
- (2) 区が備える印鑑登録原票にも旧氏を登録する。(第8条関係)
- 3 施行日令和元年11月5日
- 4 旧氏記載のイメージ(印鑑登録証明書)

